

西南学院大学学則

第1章 総 則

第1節 目 的

第1条 西南学院大学（以下「本学」という。）は、キリスト教を教育の基本理念とし、深遠な学術研究とそれに立脚した教育を基盤に、学術文化の向上に寄与するとともに、地域、日本、そして世界に貢献できる教養豊かで深い専門知識と創造性を備えた人材を育成することを目的とする。

(1) 神学部

神学部は、聖書やキリスト教思想・哲学・芸術を中心とする学びを通して、キリスト教精神の本質を究明するとともに、この精神を担い、日本、そして世界の精神文化の形成、倫理・道徳の向上、平和と福祉の促進に貢献する人間を養成するために、キリスト教界の指導者、教会の伝道者・牧師などの専門職業人、並びにキリスト教精神を基盤として社会に貢献する人を育成することを目的とする。

(2) 外国語学部

外国語学部は、外国語に関する学問的知識と実践的な運用能力の習得を基盤とし課題解決を目指す総合的なコミュニケーション能力を身に付け、深い教養と広い知識を有する高いレベルの専門家として、言語・文学・文化の多様性を理解し、それらの価値観を尊重し、異なる背景を持つ人々と協調しながら、社会の諸課題の解決に取り組むことができる人材の養成を目的とする。

(3) 商学部

商学部は、建学の精神に基づいて、高い倫理観と深い思考力を備えたビジネス・パーソンの育成を目的とする。具体的には、キリスト教学・商学・会計学・経営学・経営情報学の分野における高度な学術理論の教育と研究を通じて、経済社会に生起する問題の本質を正しく認識し、高度な倫理観に支えられた論理的な思考力をもって、新たな環境を積極的に創造する志の高いビジネス・パーソンを育成することを目的とする。

① 商学科

商学科は、商学と会計学の分野における高度な学術理論の教育と研究を通じて、商取引に関する正しい理解を深めさせる。モノとカネの効率的配分や円滑な流通を目的とする商学と企業成果の計算・公表を目的とする会計学について教育することで、問題設定能力とその解決能力を有するとともに、経済社会に柔軟に対応でき、かつ、高い倫理観と高度な専門知識を身に付けたビジネス・パーソンを育成することを目的とする。

② 経営学科

経営学科は、経営学と経営情報学の分野における高度な学術理論の教育と研究を通じて、企業経

営に関する正しい理解を深めさせる。現代の経済活動の重要な一翼を担っている企業の経営について、思想・戦略・組織・ヒト・モノ・カネ・情報・国際・環境などの観点から多面的に教育することで、高度な倫理観・理解力・構想力・表現力及び対人関係形成能力を備えた優れたビジネス・パーソンを育成することを目的とする。

(4) 経済学部

経済学部は、経済学の知識と特有の思考法を基礎とした、現代社会を生き抜く能力を持つ人材を育成することを目的とする。具体的には、経済社会における重要問題の所在を自ら発見し、それに関して必要となる事項を自ら調べ、その結果を簡潔かつ明瞭に報告し、さらに問題に的確に対処できる能力を持つとともに、社会の変動を正確に理解し、その展開過程に積極的に参画できる人材を育成することを目的とする。

① 経济学科

絏济学科は、絏済学の理論体系、実証分析、政策分析、絏済の歴史的分析及び現実絏済の把握に関する諸分野の科目を有機的かつ総合的に教授し、日本と地域社会を中心とした絏済社会の仕組みの構造と実態を理解させるとともに、データを科学的に分析し、先入観にとらわれない合理的結論を導き出す絏済学的思考方法を鍛錬することによって、種々の絏済社会問題に対する実践的解決法を見出す能力を有する人材を育成することを目的とする。

② 国際絏済学科

国際絏済学科は、先入観にとらわれない合理的な絏済学的思考方法の研鑽に加えて、国際社会の変化と国際絏済及びビジネスのグローバル化の諸現象と相互の関連性、並びにそこから派生する諸問題の分析手法と対処方法の考え方を教授し、歴史・伝統・習慣・文化・宗教等の異なる諸外国との交流に役立つ語学力を基礎とした幅広い国際感覚を養成することによって、社会の国際化に寄与する人材を育成することを目的とする。

(5) 法学部

法学部は、法学及び政治学の専門学智を基礎に、多様な価値観の理解と、批判的思惟の力を育み、変容する現代社会の秩序構成に寄与できる識見を養うことを目的とする。

① 法律学科

法律学科は、法学及び政治学の専門学智を修め、怜憫な識見を養うとともに、多様な価値観への理解を促し、公共の精神の涵養に努め、変容する現代社会に対する批判的思考力を育み、多方面にわたる社会活動に貢献できる人格の育成を図ることを目的とする。

② 国際関係法学科

国際関係法学科は、社会の国際化に起因する諸現象を法的・政治的観点から学術的に深く掘り下げて理解しうる識見を養い、普遍的な視野と共生の精神の涵養に努め、多様な活動の場において国際社会の課題に取り組み、異文化交流に貢献できる人格の育成を図ることを目的とする。

(6) 人間科学部

人間科学部は、キリスト教主義による人間教育の理念に基づいて、幅広く高い教養と人間にに関する諸分野の学術的成果を習得させることによって、人間の生涯に亘る成長と発達についての深い理解、他者を受容し共感する能力、並びに地域社会、わが国と世界についての主体的思考力と総合的な判断力をもった個人を育成するとともに、とりわけ教育、保育、福祉、心理の各分野において優れた働き手として貢献しうる専門家を養成することを目的とする。

① 児童教育学科

児童教育学科は、キリスト教主義による人間教育の理念に基づいて教育を行ない、教育・保育の分野に関する専門的知識と技能の習得を通じて、これらの分野の専門家である保育士、幼稚園教諭、小学校教諭などを養成するとともに、これらの専門的知識と技能を生かして社会に貢献しうる人間を育成することを目的とする。

② 社会福祉学科

社会福祉学科は、キリスト教主義による人間教育の理念に基づいて教育を行ない、社会福祉の分野に関する専門的知識と技能の習得を通じて、これらの分野の専門家である社会福祉士、精神保健福祉士、保育士などを養成するとともに、これらの専門的知識と技能を生かして社会に貢献しうる人間を育成することを目的とする。

③ 心理学科

心理学科は、心理学の分野に関する専門的知識と技能の習得を通じて、様々な事態において人の心を科学的に調査及び分析できる専門的な知識技術をもつ人材を養成するとともに、人間関係調整能力等をもち、応用力を備えた人材を育成し、グローバルな視点から社会に貢献しうる人間を育成することを目的とする。

(7) 国際文化学部

国際文化学部は、古今東西に存在する多様な文化を、地域文化、比較文化及び表象文化の視点から歴史的・総合的にとらえ、地域と世界、文化と芸術に関する幅広い教養と専門的知識・技能を身につけることによって、地域社会及び国内外の諸課題の解決に主体的に参画、貢献できる人物を育成することを目的とする。

第2節 組織

第2条 本学に、次の学部、学科を置く。

神学部	神 学 科
外国語学部	外 国 語 学 科
商 学 部	商 学 科
	経 営 学 科
経 济 学 部	経 济 学 科
	国際経済学科
法 学 部	法 律 学 科
	国際関係法学科
人間科学部	兒童教育学科
	社会福祉学科
	心 理 学 科
国際文化学部	国際文化学科

第2条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第2条の3 本学に、留学生別科を置く。

2 留学生別科の学則は、別に定める。

第3条 学生の収容定員を、次のとおり定める。

		入学定員	収容定員
神学部	神 学 科	10名	40名
外国語学部	外 国 語 学 科	300名	1,200名
商 学 部	商 学 科	180名	720名
	経 営 学 科	180名	720名
経 济 学 部	経 济 学 科	240名	960名
	国際経済学科	120名	480名
法 学 部	法 律 学 科	315名	1,260名
	国際関係法学科	95名	380名
人間科学部	兒童教育学科	100名	400名
	社会福祉学科	115名	460名
	心 理 学 科	120名	480名
国際文化学部	国際文化学科	180名	720名

第4条 本学の職制は、別に定める。

第5条 本学付属の研究所、図書館、博物館、西南コミュニティーセンター等の組織運営については、別に定める。

第6条 本学に、学部連合の教授会（以下「連合教授会」という。）及び各学部の教授会（以下「学部教授会」という。）を置く。

第6条の2 連合教授会は、学長及び専任の教授で構成する。

2 連合教授会には、専任の准教授及び講師を加えることができる。

3 院長、副院長及び宗教局長は、会議に出席し、かつ、表決に加わることができる。

4 連合教授会は、次に掲げる事項を処理する。この場合において、その実施には、学長の承認を得ることとする。

(1) 学則又は大学規程の改正

(2) 一般入試及び大学入学共通テスト利用入試による合否の判定

- (3) 学生部長その他別に定める役職等の推薦
 (4) その他教育研究に関する事項で、学長が必要と認めた事項
- 5 連合教授会に関するその他の事項は、別に定める。
- 第6条の3 学部教授会は、それぞれの学部に所属する専任の教授で構成する。
- 2 学部教授会には、それぞれの学部に所属する専任の准教授及び講師を加えることができる。
- 3 学部教授会は、それぞれの学部に関する次の事項を処理する。この場合において、第1号から第3号、第8号、第9号及び第11号の実施には、学長の承認を得ることとする。
- (1) 専任教員の任免
 - (2) 学則又は大学規程のうち、当該学部に関する部分の改正の立案
 - (3) 学則又は大学規程に基づく諸規則の制定又は改廃に関する事項
 - (4) 第6条の2第4項第2号に規定する入試以外の入試の合否の判定
 - (5) 退学、除籍、再入学、休学又は復学に関する事項
 - (6) 開講科目及び担当者の決定
 - (7) 卒業の判定
 - (8) 国内研究、在外研究その他学術研究に関する事項
 - (9) 学部長の推薦
 - (10) その他別に定める役職等の推薦又は承認
 - (11) その他教育研究に関する事項で、学長が必要と認めた事項
- 4 学部教授会に関するその他の事項は、別に定める。
- 第7条 各学部の学科に、協議会を置く。
- 第7条の2 博物館学芸員課程に、協議会を置く。
- 第8条 本学に、共通教育委員会その他の委員会を置く。
- 2 本学に、宗教部会議、学生部会議及び教務部会議を置く。
- 3 本条の委員会及び会議の組織及び運営については、別に定める。
- 第9条 本学に、学生部を置く。
- 2 学生部の組織及び運営については、別に定める。
- 第10条 本学に、教務部を置く。
- 2 教務部の組織及び運営については、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 学年、学期、休業日及び休暇

- 第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第12条 学年を分けて、次の2学期とする。
- 前期 4月1日から9月30日まで
 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- 第13条 休業日は、次のとおりとする。
- 日曜日
 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 西南学院創立記念日（5月15日）

- 第14条 休暇は、次のとおりとする。ただし、休暇期間は、必要に応じて変更することがある。
- 春季休暇 3月26日から4月4日まで
 夏季休暇 7月11日から9月10日まで
 冬季休暇 12月25日から翌年1月7日まで
- 2 学長は、必要ある場合には、臨時休業を定めることができる。
- 第2節 教育課程、授業科目及び単位
- 第15条 授業科目は、各学部・学科に関する教育科目、教職に関する科目、博物館学芸員に関する科目及び司書教諭に関する科目に分ける。
- 2 授業科目の編成は、別表第1で定める。
- 3 別表第1に掲げるもののほか、学部教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することがある。
- 4 各学部・学科は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、その所属学生に他の学部・学科及び他大学の授業科目を履修させることができる。
- 第16条 授業科目を履修し、その試験に合格したものには、その授業科目所定の単位を与える。
- 2 授業科目の単位は、別表第1に定めるところによる。
- 3 授業科目の履修の手続き、方法等は、履修規程で定める。
- 第17条 授業科目の単位算定の基準を、次のとおり定める。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位数を定めるものとする。
- 第17条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。なお、前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 前2項の授業の方法により修得できる単位数は、60単位を超えないものとする。
- 第3節 修業年限
- 第18条 本学における修業年限は、4年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者が、卒業に必要な単位を特に優秀な成績で修得したと当該学部教授会が認める場合には、早期卒業することができる。
- 3 学生は、8年を超えて、在学することはできない。ただし、休学の期間は、在学年限に算入しない。
- 4 3年次転入学者、編入学者又は学士入学者の修業年限は、2年以上とし、2年次転入学者又は編入学者の修業年限は、3年以上とする。この場合において、入学のとき決定した修業年限の2倍を超えて在学することはできない。ただし、休学の期間は、在学年限に算入しない。

第4節 履修、卒業及び学位授与

- 第19条 学生は、本学則及び別に定める履修規程に従つて、在学期間に所定の授業科目を履修し、その試験に合格し、次に掲げる単位を修得しなければならない。
- | | |
|--------------|---------|
| 神学部神学科 | 128単位以上 |
| 外国語学部外国語学科 | 124単位以上 |
| 商学部商学科 | 124単位以上 |
| 商学部経営学科 | 124単位以上 |
| 経済学部経済学科 | 128単位以上 |
| 経済学部国際経済学科 | 128単位以上 |
| 法学部法律学科 | 124単位以上 |
| 法学部国際関係法学科 | 124単位以上 |
| 人間科学部児童教育学科 | 124単位以上 |
| 人間科学部社会福祉学科 | 124単位以上 |
| 人間科学部心理学科 | 124単位以上 |
| 国際文化学部国際文化学科 | 128単位以上 |
- 第20条 各学部・学科の授業科目については、次の各々の所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- (1) 神学部神学科は、神学コースの場合、専攻科目から82単位以上、共通科目から46単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目及び共通科目の修得においては、別表第1の1「神学部神学科」に定める詳細要件も満たさなければならない。キリスト教人文学コースの場合、専攻科目から82単位以上、共通科目から46単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目及び共通科目の修得においては、別表第1の1「神学部神学科」に定める詳細要件も満たさなければならない。
 - (2) 外国語学部外国語学科は、専攻科目から80単位以上、共通科目から20単位以上、さらに専攻科目又は共通科目から24単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目の修得においては、別表第1の2「外国語学部外国語学科」及び履修規程に定める詳細要件も満たし、かつ、4年次以上において、演習Ⅱ又は演習Ⅲに代わる科目的うちから4単位以上を修得しなければならない。また、共通科目の修得においては、別表第1の2「外国語学部外国語学科」に定める詳細要件も満たさなければならない。
 - (3) 商学部商学科は、専攻科目から84単位以上、共通科目から32単位以上、さらに専攻科目又は共通科目から8単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目及び共通科目の修得においては、別表第1の3「商学部商学科」に定める詳細要件も満たさなければならない。なお、4年次以上において、専攻科目8単位以上を修得しなければならない。
 - (4) 商学部経営学科は、専攻科目から84単位以上、共通科目から32単位以上、さらに専攻科目又は共通科目から8単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目及び共通科目の修得においては、別表第1の4「商学部経営学科」に定める詳細要件も満たさなければならない。なお、4年次以上において、専攻科

目8単位以上を修得しなければならない。

- (5) 経済学部経済学科は、専攻科目から96単位以上、共通科目から28単位以上、さらに専攻科目又は共通科目から4単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目及び共通科目の修得においては、別表第1の5「経済学部経済学科」に定める詳細要件も満たさなければならない。なお、4年次以上において、専攻科目8単位以上を修得しなければならない。
- (6) 経済学部国際経済学科は、専攻科目から96単位以上、共通科目から28単位以上、さらに専攻科目又は共通科目から4単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目及び共通科目の修得においては、別表第1の6「経済学部国際経済学科」に定める詳細要件も満たさなければならない。なお、4年次以上において、専攻科目8単位以上を修得しなければならない。
- (7) 法学部法律学科は、専攻科目から84単位以上、共通科目から28単位以上、さらに専攻科目又は共通科目から12単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目及び共通科目の修得においては、別表第1の7「法学部法律学科」に定める詳細要件も満たさなければならない。なお、4年次以上において、専攻科目又は共通科目の中から6単位以上を修得しなければならない。
- (8) 法学部国際関係法学科は、専攻科目から82単位以上、共通科目から28単位以上、さらに専攻科目又は共通科目から14単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目及び共通科目の修得においては、別表第1の8「法学部国際関係法学科」に定める詳細要件も満たさなければならない。なお、4年次以上において、専攻科目又は共通科目の中から6単位以上を修得しなければならない。
- (9) 人間科学部児童教育学科は、専攻科目から80単位以上、共通科目から28単位以上、さらに専攻科目又は共通科目から16単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目及び共通科目の修得においては、別表第1の9「人間科学部児童教育学科」に定める詳細要件も満たさなければならない。
- (10) 人間科学部社会福祉学科は、専攻科目から96単位以上、共通科目から28単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目及び共通科目の修得においては、別表第1の10「人間科学部社会福祉学科」に定める詳細要件も満たさなければならない。
- (11) 人間科学部心理学科は、専攻科目から86単位以上、共通科目から28単位以上、さらに専攻科目又は共通科目から10単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目及び共通科目の修得においては、別表第1の11「人間科学部心理学科」に定める詳細要件も満たさなければならない。
- (12) 国際文化学部国際文化学科は、専攻科目から78単位以上、共通科目から36単位以上を修得し、さらに専攻科目又は共通科目から14単位以上を修得しなけ

ればならない。ただし、専攻科目及び共通科目の修得においては、別表第1の12「国際文化学部国際文化学科」に定める詳細要件も満たさなければならない。

第20条の2 第18条第2項の早期卒業を希望する者は、前条に定める卒業要件を3年次終了時までに満たさなければならない。なお、前条に定める卒業要件のうち、4年次以上において単位を修得しなければならないと規定している卒業要件については、3年次に満たさなければならない。

第21条 削除

第22条 削除

第23条 卒業論文は、あらかじめ指導教授の同意を得て届け出た題目について作成し、卒業年次の所定の期日までに提出しなければならない。

第24条 試験は、履修規程で定めるところに従って、あらかじめ履修届を提出して履修した科目でなければ、これを受け取ることができない。

第25条 試験は、毎年2回、学期の終わりに施行する。

2 前項の定期試験のほか、臨時に試験を行うことがある。

第26条 成績は、S、A、B、C、D、P、F、T及びXであらわし、S、A、B、C、P及びTを合格とする。

第27条 4年以上在学し、本節の規定及び履修規程に定めるところに従って、それぞれの学部・学科において所定の単位を修得した者を卒業とし、卒業証書・学位記を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、3年以上在学した者が、卒業に必要な単位を特に優秀な成績で修得したと当該学部教授会が認める場合には、卒業証書・学位記を授与することができる。

第28条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部・学科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学科	教員の免許状の種類	免許教科
神 学 部	神 学 科	中学校教諭一種 免許状 高等学校教諭一種 免許状	宗 教
外 国 語 学 部	外 国 語 学 科	中学校教諭一種 免許状 高等学校教諭一種 免許状	英 語
商 学 部	商 学 科 経営学科	高等学校教諭一種 免許状	商 業
		中学校教諭一種 免許状	社 会
		高等学校教諭一種 免許状	地理歴史 公 民
経済学部	経済学科 国際経済学科	中学校教諭一種 免許状	社 会
		高等学校教諭一種 免許状	地理歴史 公 民

法 学 部	法律学科 国際関係法学科	中学校教諭一種 免許状	社 会
		高等学校教諭一種 免許状	地理歴史 公 民
人間科学部	児童教育学科	幼稚園教諭一種 免許状 小学校教諭一種 免許状	
	社会福祉学科	高等学校教諭一種 免許状	公 民 祉
国際文化学 部	国際文化学科	中学校教諭一種 免許状	社 会
		高等学校教諭一種 免許状	地理歴史 公 民

第28条の2 人間科学部において、保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

第28条の3 博物館学芸員となる資格を取得しようとする者は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の定めるところに従って、所定の単位を修得しなければならない。

第28条の4 司書教諭の資格を取得しようとする者は、学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）の定めるところに従って、所定の単位を修得しなければならない。

第29条 卒業した者には、西南学院大学学位規則により、学士の学位を授与する。

第5節 留 学

第30条 学生は、教育上有益であるとする本学の判断のもとに、在学中、国内外の大学に留学し、学修することができる。

2 前項の留学の取扱いについては、別に定める。

第30条の2 学生は、在学中、外国の大学における本学主催の語学研修に参加し、学修することができる。

2 前項の学修の取扱いについては、別に定める。

第6節 入 学 資 格

第31条 本学の第1年次に入学の資格を有する者は、次の各号の1に該当するものでなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

ア 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの

イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者

エ 文部科学大臣の指定したもの

- オ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- カ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- 第7節 入学、休学、退学及び転入学
- 第32条 本学の入学期は、学年の始めとする。
- 第33条 入学志願者は、次に掲げる書類に検定料と写真を添えて、指定の期日までに願い出なければならない。
- (1) 入学志願書
 - (2) 調査書
- 2 検定料は、35,000円とする。ただし、大学入学共通テストを利用する入試の場合は、18,000円とする。
- 3 検定料の納付があった後は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 4 併願及びインターネットによる出願の場合の検定料については、別に定める。
- 第33条の2 入学志願者に対しては、選抜の上、入学を許可する。
- 第34条 入学を許可された者は、誓約書及び保証書に所定の入学金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。
- 2 前項の誓約書には、所定の事項を記入した上、保証人が連署しなければならない。
- 第35条 保証人は、父母又は成年の親族でなければならない。
- 2 前項の保証人が遠隔の地に居る場合には、別に副保証人を立てなければならない。
- 3 副保証人は、福岡市又はその付近に居住し、独立の生計を営むものであって、本学から通知があれば、直ちに出頭できる者でなければならない。
- 第36条 保証人又は副保証人に、転籍、転居、能力喪失その他事故が生じたときは、直ちにその旨を通知し、新しい保証人を立てるなど、必要な処置をとらなければならない。
- 第37条 疾病その他やむを得ない理由のため、引き続いて2か月以上修学することができないときは、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を受けて、その学年又は学期中休学することができる。
- 2 疾病のため休学する場合には、医師の診断書を、前項の願書に添えなければならない。
- 3 母国の兵役又は代替服務のため休学する場合には、その事実を証明する書類又はその写しを、第1項の願書に添えなければならない。
- 4 休学を許可された者は、休学期間中の授業料、施設費及び教育充実費にかかる別表第4に掲げる在籍基本料を納付するものとする。ただし、新入生の前期分については、本項を適用しない。
- 5 前項の規定にかかわらず、母国の兵役又は代替服務による休学が認められた者は、在籍基本料を免除する。
- 6 第18条に定める修業年限を超えた者が休学した場合の取扱いについては、別に定める。
- 7 休学中の学生が、復学を願い出たときは、審議の上、これを許可することができる。この場合において、疾病による休学の場合は、主治医及び学医の診断書を添付しなければならない。
- 8 休学期間は、通算して3年を超えることができない。なお、休学期間がこの期間を超える者は、除籍する。
- 9 前項の規定にかかわらず、母国の兵役又は代替服務による休学期間はこれに算入しない。
- 第38条 疾病その他やむを得ない理由があれば、その理由を詳記して、保証人連署の上、学長に退学を願い出ることができる。
- 2 疾病のため退学しようとする場合には、医師の診断書を、前項の願書に添えなければならない。
- 第39条 前条によって退学を許可された者が、許可の日から2年以内に再入学を願い出たときは、審議の上、これを許可することができる。ただし、2年の終わりが学年の途中であるときは、次の年度の初めに許可することができる。
- 第40条 学生が転部又は転科を願い出たときは、選考の上、許可することがある。
- 第41条 他の大学から転学を希望する者があるときは、選考の上、その大学で修得した単位を認定して、転入学を許可することができる。
- 2 転入学者に対しては、他の大学で既に修得した単位のうち、本学で認定した単位数に応じて、本学に在学すべき期間を定める。
- 第41条の2 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者、又は専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）の本学への編入学については、前条の規定を準用する。
- 第42条 学士の学位を有する者が、さらに本学に入学を志願する場合には、選考の上、入学を許可することができる。
- 第42条の2 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位については、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとして認定することができる。
- 第8節 専攻科
- 第43条 学校教育法第91条に基づいて、本学に、神学専攻科神学専攻、商学専攻科商学専攻及び経済学専攻科経済学専攻を置く。
- 第44条 専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、その履修の課程について精通な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導することによって、その能力をさらに高度に展開さ

ることを目的とする。

第45条 専攻科の学生収容定員を、次のとおり定める。

入学定員

神学専攻科	神学専攻	10名
商学専攻科	商学専攻	10名
経済学専攻科	経済学専攻	10名

第46条 専攻科の修業年限は、1年とする。

2 専攻科の学生は、2年を超えて在学することはできない。ただし、休学の期間は、在学年限に算入しない。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。

第47条 専攻科に入学を志願する者に対しては、選考の上、入学を許可する。

第48条 専攻科においては、32単位以上を履修させる。

第49条 専攻科における授業科目の編成は、別表第2で定める。

2 別表第2に掲げるもののほか、学部教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することがある。

第50条 専攻科の学生は、前条によって定められた授業科目を、別に定める履修規程に従って、履修しなければならない。

2 本節の規定に従って、32単位以上を修得した者には、修了証書を授与する。

第9節 選科生、科目等履修生、聴講生、委託学生及び外国人学生

第51条 本学において、選科生として学修することを希望する者があれば、選考の上、学修を許可することができる。

第52条 選科生として学修することを志願できる者は、本学の入学資格を有する者でなければならない。

2 選科生は、学長の許可を得た上、その専攻しようとするところに従って、授業科目を選択して履修しなければならない。

3 選科生が、その選択した授業科目を履修して、その試験に合格すれば、これに修了証書を授与する。

第53条 選科生については、本節の規定のほか、別に定める。

2 選科生については、本節の規定及び別に定めた規程のほかは、本科生に関する規定を準用する。

第54条 本学学生以外の者で、1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生が、その履修した授業科目について所定の課程を履修し、その試験に合格した場合には、授業科目所定の単位を与える。

3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

第55条 本学学生以外の者で、1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、選考の上、聴講生として許可することができる。

2 聽講生について必要な事項は、別に定める。

第56条 削除

第56条の2 削除

第57条 公共団体又はその他の公共的機関から委託学生

の依頼があったときは、その資格や条件などについて審議選考の上、これに応ずることがある。

第58条 外国人で、本学に入学を志願する者があれば、その資格や条件などについて審議選考の上、入学を許可することがある。

第10節 公開講座

第59条 学校教育法第107条の定めるところに従って、夏季休暇中又は適時に、公開講座を開設することがある。

第11節 入学金及び授業料

第60条 入学を許可された者は、定められた期日までに、入学金を納付しなければならない。

2 入学金（入学年度のみ）は、次に該当する場合を除き200,000円とする。

(1) 本学卒業者の編入及び学士入学の入学金は、半額を免除する。

(2) 本学卒業者の専攻科の入学金は、全額を免除する。

(3) 本学卒業者以外の専攻科の入学金は、半額を免除する。

(4) 再入学者の入学金は、半額を免除する。

3 入学金の額は、社会事情によって増額又は減額することができる。

第61条 学生は、定められた期日までに、授業料、施設費、教育充実費等を納付しなければならない。

2 授業料、施設費及び教育充実費は、別表第3のとおりとする。

3 授業料の額は、社会事情によって、学年の途中でも増額又は減額することができる。

第61条の2 第18条に定める修業年限を超えた者は、卒業に必要な単位数を基準とした不足単位数に応じて、別表第5に掲げる授業料を納付するものとする。

2 前項に定める授業料については、上限額を設ける。

第62条 指定期日までに授業料、施設費、教育充実費等を納付しない者に対しては、登校を停止し、なお、これを納めない者は、除籍する。

2 指定期日は、次のとおりとする。

前期納入期限 4月30日

（ただし、新入生については別に定める。）

後期納入期限 10月31日

第63条 授業料、施設費、教育充実費等は、本学に学籍がある間は、納付しなければならない。ただし、休学期間中は授業料、施設費及び教育充実費を徴収しない。

2 入学金、授業料、施設費、教育充実費等は、いったん納付した後は、返還しない。ただし、指定する期日までに入学辞退を届け出た者に対しては、入学金を除く授業料、施設費、教育充実費等を返還する。

第64条 専攻科生及び選科生の入学金、授業料、施設費、教育充実費等については、第60条から第63条までの規定を準用する。

第64条の2 科目等履修生及び聴講生は、定められた期日までに、受講料を納付しなければならない。

2 受講料は、次のとおりとする。

(1) 本学を卒業した者については、1単位につき12,000円

(2) 本学卒業者以外の者については、1単位につき
18,000円

第12節 西南学院大学奨学金

第65条 品行方正かつ学業成績優秀の者で、経済的理由のため学業を続けることができない学生に対しては、審議選考の上、西南学院大学奨学金を給付又は貸与することがある。

第13節 賞 罰

第66条 品行方正かつ学業成績優秀の者には、褒賞を授与することがある。

第67条 本学の学則又は訓育の趣旨に違背し、又は、学生心得に背く者は、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

3 懲戒の取扱いは、西南学院大学学生懲戒規程（2020年1月28日）に定める。

第68条 次の各号のいずれかに該当する者は、退学処分にする。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて、出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第69条 学生心得は、別に定める。

第14節 厚 生 施 設

第70条 本学に学生寮を設け、教育を補充する。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第71条 本学に保健管理室を設ける。

2 保健管理に関する規程は、別に定める。

第3章 点検評価

第72条 本学は、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「点検評価」という。）を行う。

2 点検評価については別に定める。

付 則

本学則は、1949（昭和24）年4月1日から実施する。

・

・

附 則（2020年4月1日学則）

この学則は、2020年4月1日から施行し、2020年度第1年次入学生から適用する。ただし、第26条、第67条、第68条については在学生全員に適用する。

附 則（2020年12月1日学則）

この学則は、2020年12月1日から施行する。

附 則（2021年4月1日学則）

この学則は、2021年4月1日から施行し、2021年度第1年次入学生から適用する。ただし、第17条の2については、在学生全員に適用する。

附 則（2022年4月1日学則）

この学則は、2022年4月1日から施行し、2022年度第1年次入学生から適用する。ただし、第17条の2、第20条の2及び第37条については、在学生全員に適用する。

附 則（2023年4月1日学則）

この学則は、2023年4月1日から施行し、2023年度第1年次入学生から適用する。ただし、第30条については、在学生全員に適用する。